

おくやみハンドブック

鹿屋市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

鹿屋市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

鹿屋市役所 0994-43-2111

事前準備について

鹿屋市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、鹿屋市役所へお越しください。



全国自治体おくやみ手続きナビのご案内

ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」も活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/46218>



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、ご準備の上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 印鑑（※相続人代表及び喪主のもの、認印で可）
- ☐ 預貯金通帳、通帳の届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 年金手帳及び年金証書（基礎年金番号が記載されているもの）
- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
- ☐ 葬祭の領収書、会葬礼状など(葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの)
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。
- ☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証、介護保険負担割合証
- ☐ 医療福祉費受給者証（マル福）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

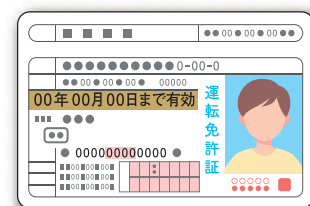
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみコーナーのご案内

鹿屋市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。おくやみコーナーを利用される方は、来庁される日の4開庁日前（土・日・祝休日等を除いた4日前）までにご予約をお願いします。

※予約なしの方でも、予約状況に空きがあれば対応いたします。その場合、コーナーでは手続きのご案内のみ行い、各担当窓口でお手続きいただくことになります。

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1カ所で完了することができます。

※手続き内容によって、担当課でしかできない手続きもあります。

●手続きの時間が短縮できます

事前予約の際に、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめお伺いし、予約日前日までに来庁される方に持ち物を電話連絡いたします。

※一部、当日確認する手続きもあります。

●専用ブースで安心してお手続きできます



MEMO

予約方法について

●電話予約

電話番号 **0994-31-1176**

受付時間 午前8時30分から正午まで、午後1時から午後4時30分まで
(土・日・祝休日・年末年始を除く)

※予約時に、亡くなられた方や来庁される方のお名前・住所・生年月日等の聞き取りを行います。お時間に余裕があるときにお電話ください。

●インターネット予約

「鹿屋市おくやみコーナー予約フォーム」からお申込みください。

【URL】

<https://logoform.jp/form/UH2b/697322>

お申込みはこちら→



注意事項

- コーナーのご利用は、死亡時に鹿屋市に住民登録されていた方のご遺族等に限ります。
- ご予約いただいても、当日の案内状況により、お待ちいただく場合があります。
- お持ちいただくものや来庁される方の続柄によって、一度で手続きが終わらない場合や手続きができないものもあります。
- 市役所の各種手続きのご案内は、住民票に死亡記載された後になります。鹿屋市以外に死亡届を提出された場合は、住民票の死亡記載に日数を要する場合があります。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	P.7
年金	☐	国民年金のみの加入者が亡くなられた場合で、遺族基礎年金を請求するとき	P.8
	☐	国民年金のみの加入者が亡くなられた場合で、死亡一時金を請求するとき	P.8
	☐	国民年金、厚生年金、共済年金の受給者が亡くなられたとき	P.9
	☐	厚生年金に加入しており、亡くなられた方が、生計を維持していたとき（支給要件を満たす場合のみ）	P.9
	☐	国民年金保険料を10年以上納付した夫が、基礎年金や障害基礎年金を受給していないとき	P.10
健康保険	☐	国民健康保険被保険者証を持っていた	P.11
	☐	後期高齢者医療被保険者証を持っていた	P.12
	☐	同じ世帯に国民健康保険被保険者証を持っている方がいる	P.13
	☐	限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた	P.13
	☐	特定疾病療養受療証を持っていた	P.13
介護保険	☐	介護保険の被保険者である	P.14
子ども	☐	18歳に達する日以後の最初の3月31日(18歳の年度末)までの間にある児童を監護している父または母	P.15
	☐	20歳未満でひとり親家庭医療費助成の対象児童である	P.16
	☐	保育園や認定こども園などに入所している児童またはその保護者や世帯員であった	P.17
	☐	児童手当を受給していた	P.17
	☐	児童手当の支給対象児童であった	P.18
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.18
	☐	児童扶養手当の支給対象児童であった	P.19
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.19
	☐	特別児童扶養手当の支給対象児童であった	P.19
	☐	ひとり親家庭医療費受給資格者証の交付を受けていた	P.20

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	☐	子ども医療費助成金受給資格者証の交付を受けていた	P.20
福祉 (障がい)	☐	身体障害者手帳を持っていた	P.21
	☐	療育手帳を持っていた	P.21
	☐	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.21
	☐	特別障害者手当を受給していた	P.22
	☐	障害児福祉手当を受給していた	P.22
	☐	重度心身障がい者医療費助成金受給資格者証を持っていた	P.22
	☐	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を持っていた	P.23
	☐	経過的福祉手当を受給していた	P.23
	☐	心身障害者扶養共済制度に加入していた	P.24
税金	☐	普通自動車を持っていた	P.25
	☐	軽自動車を持っていた	P.25
	☐	原付バイクを持っていた	P.26
	☐	125cc超250cc以下のバイク(軽二輪)を持っていた	P.26
	☐	250cc超のバイク(小型二輪)を持っていた	P.27
	☐	小型特殊自動車を持っていた	P.27
	☐	資産がある	P.28
	☐	代表として固定資産を共有していた	P.28
	☐	市民税、軽自動車税が課されていた	P.29
水道	☐	上下水道を使用していた	P.29
市営住宅	☐	市営住宅に住んでいた	P.30
ペット	☐	犬を飼っていた	P.31
市営墓地	☐	市営墓地を使用していた	P.31

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードや個人番号通知カード、住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後は確認していただくことができなくなります。すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード ☐ 亡くなられた方の個人番号通知カード ☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課窓口証明係 ☎ 0994-31-1114

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（かのや市民カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（かのや市民カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（かのや市民カード）	市民課窓口証明係 ☎ 0994-31-1114

2. 年金に関する手続き

国民年金のみの加入者が亡くなられた場合で、遺族基礎年金を請求するとき

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族基礎年金は、国民年金加入中の方（年金制度への原則25年以上の加入など）が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていた18歳到達の年度末までの子どもを持つ配偶者や、お子さんのうち、所定の支給条件を満たす方が受け取れます。	死亡から5年以
	手続き可能な人
	子のある配偶者
必要なもの	問い合わせ先
☐ マイナンバー確認書類（請求者のもの） ☐ 戸籍謄本（請求者と死亡者の関係がわかるもの） ☐ 死亡診断書（写し） ☐ 預貯金通帳（請求者のもの） ☐ 年金手帳（死亡者のもの） ☐ 生計同一関係に関する申立書（請求者が死亡者と別居の場合）	市民課年金係 ☎ 0994-31-1114

国民年金のみの加入者が亡くなられた場合で、死亡一時金を請求するとき

手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が死亡日の前日までに36月以上の国民年金保険料納付済み期間があれば、生計同一の3親等以内の遺族が請求することができます。なお、亡くなられた方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受けたことがある場合は、請求することはできません。	死亡から2年以内
	手続き可能な人
	生計同一の配偶者、 子、父母、孫、祖父母、 兄弟姉妹
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（請求者のもの） ☐ マイナンバー確認書類（請求者のもの） ☐ 戸籍謄本（請求者と死亡者の関係がわかるもの） ☐ 預貯金通帳（請求者のもの） ☐ 年金手帳（死亡者のもの） ☐ 生計同一関係に関する申立書（請求者が死亡者と別居の場合）	市民課年金係 ☎ 0994-31-1114

2. 年金に関する手続き

国民年金、厚生年金、共済年金の受給者が亡くなられたとき

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未払いの月分の年金をその方と生計を同じくしていた3親等以内のご遺族の方が未支給年金として請求することができます。厚生年金や各共済年金を受給していた方は、年金の種類により年金事務所、各共済組合をご案内する場合があります。	支給事由が生じた日の翌日から5年
	手続き可能な人
	3親等以内の親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（請求者のもの） ☐ 戸籍謄本・抄本など（請求者と死亡者の関係がわかるもの） ☐ マイナンバー確認書類（請求者のもの） ☐ 預貯金通帳（請求者のもの） ☐ 年金証書（死亡者のもの） ☐ 生計同一関係に関する申立書（請求者が死亡者と別居の場合）	市民課年金係 ☎ 0994-31-1114

厚生年金に加入しており、亡くなられた方が、生計を維持していたとき (支給要件を満たす場合のみ)

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	生計を維持されていたご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（請求者のもの） ☐ 戸籍謄本（請求者と死亡者の関係がわかるもの） ☐ 死亡診断書（写し） ☐ 預貯金通帳（請求者のもの） ☐ 年金手帳（死亡者のもの） ☐ 生計同一関係に関する申立書（請求者が死亡者と別居の場合）	年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (①番→②番)

国民年金保険料を10年以上納付した夫が、基礎年金や障害基礎年金を受給していないとき

手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
寡婦年金は、国民年金保険料を納めた（免除期間含む）期間が10年以上ある夫が死亡した場合、10年以上継続して婚姻関係のあった、生計を維持されていた妻が、60歳から65歳になるまで受けることができます。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受けたことがある場合は、請求することはできません。	死亡から5年以内
	手続き可能な人 継続した婚姻期間が10年以上ある妻
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（請求者のもの） ☐ マイナンバー確認書類（請求者のもの） ☐ 戸籍謄本（請求者と死亡者の関係がわかるもの） ☐ 預貯金通帳（請求者のもの） ☐ 年金手帳（死亡者のもの）	市民課年金係 ☎ 0994-31-1114

MEMO

3. 健康保険に関する手続き

国民健康保険被保険者証を持っていた

手続き① 国民健康保険の資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、資格喪失の届出が必要です。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 国民健康保険被保険者証	健康保険課 ☎ 0994-31-1162

手続き② 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内
	手続き可能な人 葬祭執行者（喪主） ※代理申請可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預貯金通帳（喪主のもの） ☐ 会葬礼状または葬祭領収書等	健康保険課 ☎ 0994-31-1162

手続き③ 国民健康保険の相続関係手続（送付先変更等）

手続き詳細	期 限
各種通知の送付先変更や高額療養費の還付などに関する手続きが必要です。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の状況により必要なものが異なるため、健康保険課へお問い合わせください。	健康保険課 ☎ 0994-31-1162

後期高齢者医療被保険者証を持っていた

手続き① 後期高齢者医療被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合、後期高齢者医療被保険者証を返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 後期高齢者医療被保険者証	健康保険課 ☎ 0994-31-1162

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主） ※代理申請可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預貯金通帳（喪主のもの） ☐ 会葬礼状または葬祭領収書等	健康保険課 ☎ 0994-31-1162

手続き③ 相続人代表届の提出

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合、市または県後期高齢者医療広域連合より、各種通知や高額療養費の還付などに関するお手紙を送付する場合がありますので、同届をご提出ください。 相続人代表となる方は、亡くなられた方の配偶者、父母、子、兄弟などの法定相続人や、指定相続人などです。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族 ※代理申請可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預貯金通帳（相続人代表者のもの） ☐ 会葬礼状や戸籍謄本など（親族関係が分かるもの） ☐ 法律的に有効な遺言（公正証書遺言書） など	健康保険課 ☎ 0994-31-1162

3. 健康保険に関する手続き

同じ世帯に国民健康保険被保険者証を持っている方がいる

手続き 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は世帯主変更の届出が必要です。 また、国民健康保険税は世帯主へ課せられるため、口座の登録・変更が必要です。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 国民健康保険被保険者証（世帯全員分） ☐ 預貯金通帳・通帳の届出印	健康保険課 ☎ 0994-31-1162

限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた

手続き 限度額適用認定証などの返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証	健康保険課 ☎ 0994-31-1162

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 特定疾病療養受療証	健康保険課 ☎ 0994-31-1162

4. 介護保険に関する手続き

介護保険の被保険者である

手続き① 介護保険に関する証の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証を交付されていた場合は返却してください。 ※負担限度額認定証については、申請した方のみ交付しています。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 負担割合証 ☐ 負担限度額認定証 ※亡くなられた月の支払いが終わっていない場合は、支払い後に返却してください。	高齢福祉課 ☎ 0994-31-1116

手続き② 高額介護サービス費などの振込先変更

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、被保険者本人の口座への振込はできなくなります。 高額介護サービス費などの給付を、相続されるご遺族や財産管理人などの口座へ振り込むためには、誓約書の提出が必要です。	支給事由が生じた日から2年間
	手続き可能な人
	ご遺族、成年後見人、財産管理人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑（ご遺族のもの） ☐ 遺族と本人の世帯が異なる場合、本人との関係を確認できるもの（戸籍や公正証書など） ☐ 預貯金通帳（相続人代表者のもの）	高齢福祉課 ☎ 0994-31-1116

手続き③ 郵便物の送付先変更

手続き詳細	期 限
死亡者の郵便物の送付先変更を希望する場合は、送付先変更届の提出が必要です。 ※誓約書に記載の誓約者の住所に送付を希望される場合、手続きは不要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族、成年後見人、財産管理人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出者以外の方の住所に送付先変更する場合は、送付先変更先の方の印鑑	高齢福祉課 ☎ 0994-31-1116

5. 子どもに関する手続き

18歳に達する日以後の最初の3月31日（18歳の年度末）までの間にある児童を監護している父または母

手続き 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭などになり、かつ養育している児童が満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金などを受給している場合は、手当の支給が一部または全部停止となります。手当の支給は申請日の翌月分からとなります。	速やかに
	手続き可能な人 今後、児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ マイナンバー確認書類（申請者と子ども双方のもの。同居家族がいる場合は、当該家族のもの） ☐ 本人確認書類（マイナンバーカード以外で個人番号を確認する場合。写真付きのものは1種類、写真のないものは2種類） ☐ 戸籍謄本（発行後1か月以内のもの。申請者と子ども双方のもの） ☐ 預貯金通帳（申請者のもの） ☐ 年金決定通知など（年金受給額がわかるもの）	子育て支援課 ☎ 0994-31-1134

MEMO

20歳未満でひとり親家庭医療費助成の対象児童である

手続き ひとり親家庭医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭などになり、かつ養育している児童が満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、ひとり親家庭医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	速やかに
	手続き可能な人
	申請者（配偶者が死亡し、子どもを養育する方）
必要なもの	問い合わせ先
☐ マイナンバー確認書類（申請者と子ども双方のもの。同居家族がいる場合は、当該家族のもの） ☐ 本人確認書類（マイナンバーカード以外で個人番号を確認する場合。写真付きのものは1種類、写真のないものは2種類） ☐ 戸籍謄本（発行後1か月以内のもの。申請者と子ども双方のもの） ☐ 健康保険証（申請者と子ども双方のもの） ☐ 預貯金通帳（申請者のもの） ☐ 子ども医療費助成金受給資格者証	子育て支援課 ☎ 0994-31-1134

MEMO

5. 子どもに関する手続き

保育園や認定こども園などに入所している児童またはその保護者や世帯員であった

手続き 保育園などの手続き

手続き詳細	期 限
保育園、認定こども園などに入所（または申請）していた児童が亡くなった場合、退所または取下の届出が必要です。 保護者や世帯に属する方などが亡くなった場合、保護者世帯変更の届出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（来庁される方のもの）	子育て支援課 ☎ 0994-31-1134

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が死亡した場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請が必要です。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。 未払い分の手当がある場合は、請求が必要です。	死亡日の翌日から 15 日以内
	手続き可能な人 今後、児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 健康保険被保険者証（児童を養育する方のもの） ☐ 預貯金通帳（児童を養育する方のもの） ☐ マイナンバー確認書類（児童を養育する方のもの） 【未払請求】 ☐ 預貯金通帳（支給対象児童のもの）	子育て支援課 ☎ 0994-31-1134

児童手当の支給対象児童であった

手続き 児童手当の額改定・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の支給対象児童が死亡した場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に児童手当の支給対象児童がいる場合は、手当額改定の手続きが必要です。	死亡日の翌日から 15 日以内
	手続き可能な人 児童手当の受給者
必要なもの	問い合わせ先
なし	子育て支援課 ☎ 0994-31-1134

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することが出来ます。所得制限があり、年金などを受給している場合は、手当の支給が一部または全部停止となる場合があります。 また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。 ※未払い分の手当がある場合は、請求が必要です。	速やかに
	手続き可能な人 今後、児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ マイナンバー確認書類（申請者と子ども双方のもの。同居家族がいる場合は、当該家族のもの） ☐ 本人確認書類（マイナンバーカード以外で個人番号を確認する場合。写真付きのものは1種類、写真のないものは2種類） ☐ 戸籍謄本（発行後1か月以内のもの。申請者と子ども双方のもの） ☐ 預貯金通帳（申請者のもの） ☐ 年金決定通知など（年金受給額がわかるもの） 【未払請求】 ☐ 預貯金通帳（支給対象児童のもの）	子育て支援課 ☎ 0994-31-1134

5. 子どもに関する手続き

児童扶養手当の支給対象児童であった

手続き 児童扶養手当の額改定・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の支給対象児童が死亡した場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に児童扶養手当の支給対象児童がいる場合は、手当額改定の手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人 児童扶養手当の受給者
なし	問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 0994-31-1134

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当の受給者が死亡した場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請が必要です。	死亡から14日以内
未払い分の手当がある場合は、請求が必要です。	手続き可能な人 今後、児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 戸籍謄本（児童を養育する方と対象児童の関係がわかるもの） ☐ 預貯金通帳（児童を養育する方のもの） ☐ マイナンバー確認書類（児童を養育する方と対象児童のもの） 【未払請求】 ☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 預貯金通帳（対象児童のもの）	子育て支援課 ☎ 0994-31-1134

特別児童扶養手当の支給対象児童であった

手続き 特別児童扶養手当の額改定・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当の対象児童が死亡した場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、手当額改定の手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人 特別児童扶養手当の受給者
☐ 特別児童扶養手当証書	問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 0994-31-1134

ひとり親家庭医療費受給資格者証の交付を受けていた

手続き ひとり親家庭医療費助成の資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭医療費受給資格者証の交付を受けていた方が亡くなった場合、資格喪失の手続きが必要です。	なし
【申請者が亡くなった場合】 死亡日をもって受給資格が喪失となります。また、未支給の助成金があれば、振込先の変更を行います。 ※残された子どもの医療費助成資格は新たに取得申請が必要になります。取得申請に必要なものは、医療費助成制度の種類により異なりますので、お問い合わせください。	手続き可能な人 申請者（申請者が亡くなった場合は、ご遺族）
【養育する子どもが亡くなった場合】 養育する子どもの人数によって、手続きが異なります。	
【養育する子どもが1人の場合】 子どもの死亡日をもって受給資格が喪失となります。	
【養育する子どもが2人以上いる場合】 子どもの死亡日をもって亡くなった子どもの受給資格のみ喪失となるため、受給資格の変更手続きとなります。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（申請者またはご遺族のもの） ☐ ひとり親家庭医療費受給資格者証 ☐ 印鑑（ご遺族のもの）	子育て支援課 ☎ 0994-31-1134

子ども医療費助成金受給資格者証の交付を受けていた

手続き 子ども医療費助成金受給資格者証の返却

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成金受給資格者証の交付を受けていた子どもが亡くなった場合、その子どもの受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人 亡くなった子どもの養育者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（養育者のもの） ☐ 子ども医療費受給資格者証	子育て支援課 ☎ 0994-31-1134

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の身体障害者手帳について、返還していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 身体障害者手帳	福祉政策課 ☎ 0994-45-4726

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳について、返還していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 療育手帳	福祉政策課 ☎ 0994-45-4726

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳について、返還していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 精神障害者保健福祉手帳	福祉政策課 ☎ 0994-45-4726

特別障害者手当を受給していた

手続き 死亡届・未支払手当請求書・口座振替（銀行振込）変更依頼書の提出

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、請求書等の提出が必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑（ご遺族のもの） ☐ 預貯金通帳（ご遺族のもの）	福祉政策課 ☎ 0994-45-4726

障害児福祉手当を受給していた

手続き 死亡届・未支払手当請求書・口座振替（銀行振込）変更依頼書の提出

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、請求書等の提出が必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑（ご遺族のもの） ☐ 預貯金通帳（ご遺族のもの）	福祉政策課 ☎ 0994-45-4726

重度心身障がい者医療費助成金受給資格者証を持っていた

手続き 喪失届・資格者証の返却・口座振替（銀行振込）変更依頼書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障がい者医療費助成金を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費があれば請求（診療日の翌月から起算して6月以内）の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 重度心身障がい者医療費受給資格者証 ☐ 印鑑（ご遺族のもの） ☐ 預貯金通帳（ご遺族のもの）	福祉政策課 ☎ 0994-45-4726

6. 福祉（障がい）に関する手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちの場合、死亡日をもって使用できなくなります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 自立支援医療受給者証	福祉政策課 ☎ 0994-45-4726

経過的福祉手当を受給していた

手続き 死亡届・未支払手当請求書、口座振替（銀行振込）変更依頼書の提出

手続き詳細	期 限
経過的福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、請求書等の提出が必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑（ご遺族のもの） ☐ 預貯金通帳（ご遺族のもの）	福祉政策課 ☎ 0994-45-4726

心身障害者扶養共済制度に加入していた

手続き① 弔慰金支給の請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑（加入者のもの） ☐ 住民票（加入者のもの） ☐ 障害者扶養共済制度年金証書 ☐ 預貯金通帳（加入者のもの） ☐ 戸籍抄本または除籍抄本（心身障害者のもの）	福祉政策課 ☎ 0994-45-4726

手続き② 受給者死亡届書の提出

手続き詳細	期 限
受給されていた方(心身障がい者)が亡くなった場合は、死亡届書の提出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑（ご遺族のもの）	福祉政策課 ☎ 0994-45-4726

7. 税金に関する手続き

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人に名義を変更する必要があります（廃車する場合も名義変更後に廃車手続きとなります）。手続きの方法や必要書類などについては、相続人の人数などによって異なるため、運輸支局にご相談ください。	所有者が変わった場合15日以内 (道路運送車両法)
必要なもの	手続き可能な人
☐ 戸籍謄本または除籍謄本（亡くなられた方のもの） ☐ 戸籍謄本（相続人のもの） ☐ 自動車検査証 ☐ 車庫証明書 など ※詳しくは管轄する運輸支局にご相談ください。	相続人
	問い合わせ先
	都道府県運輸支局 鹿児島ナンバーの場合 ・ 鹿児島運輸支局 ☎ 050-5540-2089

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人に名義を変更する必要があります（廃車する場合も名義変更後に廃車手続きとなります）。手続きの方法や必要な書類などについては、軽自動車検査協会にご相談ください。	所有者が変わった場合15日以内 (道路運送車両法)
必要なもの	手続き可能な人
☐ 戸籍謄本（亡くなられた方のもの） ☐ マイナンバーの記載がない住民票または印鑑証明書（新しい所有者のもの） ☐ 自動車検査証 など ※詳しくは管轄する軽自動車検査協会の事務所ににご相談ください。	相続人
	問い合わせ先
	軽自動車検査協会 鹿児島県内（奄美市・大島郡を除く）ナンバーの場合 ・ 鹿児島事務所 ☎ 050-3816-1761

原付バイクを持っていた

手続き 原付バイクの廃車または名義変更手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合、廃車または新しい所有者への名義変更の手続きが必要です。	死亡日から15日以内
	手続き可能な人
	ご遺族または新しい所有者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 標識交付証明書 ☐ 原付バイクのナンバープレート（手続きの内容による。） ☐ 印鑑（新しい所有者）	税務課 ☎ 0994-31-1112

125cc超250cc以下のバイク（軽二輪）を持っていた

手続き 軽二輪の廃車または名義変更手続き

手続き詳細	期 限
排気量125超250cc以下のバイク（軽二輪）の所有者が亡くなられた場合、廃車または新しい所有者への名義変更の手続きが必要です。手続きに関するご相談は運輸支局へご相談ください。	所有者が変わった場合15日以内 （道路運送車両法）
必要なもの	手続き可能な人
☐ 軽自動車届出済証 ☐ 軽二輪のナンバープレート など ※詳しくは管轄する運輸支局にご相談ください。	ご遺族または新しい所有者
	問い合わせ先
	都道府県運輸支局 鹿児島ナンバーの場合 ・鹿児島運輸支局 ☎ 050-5540-2089

7. 税金に関する手続き

250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 小型二輪の廃車または名義変更手続き

手続き詳細	期 限
排気量250cc超のバイク（小型二輪）の所有者が亡くなった場合、廃車または新しい所有者への名義変更の手続きが必要です。手続きに関するご相談は運輸支局へご相談ください。	所有者が変わった場合15日以内 (道路運送車両法)
必要なもの	手続き可能な人
☐ 自動車検査証 ☐ 小型二輪のナンバープレート など ※詳しくは管轄する運輸支局にご相談ください。	ご遺族または新しい所有者
	問い合わせ先 都道府県運輸支局 鹿児島ナンバーの場合 ・ 鹿児島運輸支局 ☎ 050-5540-2089

小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の廃車または名義変更手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなった場合、廃車または新しい所有者への名義変更の手続きが必要です。	死亡日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 標識交付証明書 ☐ 小型特殊自動車のナンバープレート（手続きの内容による。） ☐ 印鑑（新しい所有者）	ご遺族または新しい所有者
	問い合わせ先 税務課 ☎ 0994-31-1112

資産がある

手続き① 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
相続により不動産（※農地を含む）の所有者の名義などが変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	不動産取得を知った日から 3年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
法務局へご確認ください。	鹿児島地方法務局鹿屋支局 ☎ 0994-43-6790

※対象の農地を貸し借りしている場合は、農政課または農業委員会にもご確認ください。

手続き② 固定資産税の相続人代表者の指定届出

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続人登記や名義変更が完了するまで有効となります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑	税務課 ☎ 0994-35-0013

代表として固定資産を共有していた

手続き 固定資産の共有代表者の変更届

手続き詳細	期 限
固定資産を複数人で共有していて、代表者を変更する場合には、変更の届出が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 共有代表者変更届	税務課 ☎ 0994-35-0013

7. 税金に関する手続き

市民税、軽自動車税が課されていた

手続き 送付先等変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税、軽自動車税が課税されている場合、納付や還付などに関する書類は、ご遺族（相続人代表者）に送付させていただくことになります。	概ね3か月
	手続き可能な人 ご遺族または相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族または相続人代表者となる方）	税務課 ☎ 0994-31-1112

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓・開栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓・開栓手続きが必要になります。 ※電話にて手続き可能です。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族、または同居者
必要なもの	問い合わせ先
なし	業務課 ☎ 0994-43-2800

9. 市営住宅に関する手続き

市営住宅に住んでいた

手続き 入居承継承認申請、世帯員異動届などの提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅の入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや異動などの手続きが必要です。	速やかに
亡くなられた方により、手続きが異なります。	手続き可能な人
(1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合	ご遺族
・名義を引き継ぐ手続き（入居承継承認申請）※	
・異動の手続き（世帯員異動届）	
(2) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合	
・住宅を明け渡す手続き（住宅明渡し届）	
(3) 入居名義人以外の方が亡くなられた場合	
・異動の手続き（世帯員異動届）	
※入居承継承認申請について、承継できない場合があります。承継できない場合は、明け渡しの手続きが必要になります。	
必要なもの	問い合わせ先
手続き内容により、必要なものが異なるため、建築住宅課へお問い合わせください。	建築住宅課 ☎ 0994-31-1129

MEMO

10. ペットに関する手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
犬の飼い主が亡くなられた場合、飼っていた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更の手続きが必要です。	死亡から30日以内
	手続き可能な人 新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
なし	生活環境課 ☎ 0994-31-1115

11. 市営墓地に関する手続き

市営墓地を使用していた

手続き 墓地の継承または返還の手続き

手続き詳細	期 限
市営墓地の使用者が亡くなられた場合、墓地の使用者の変更または返還の手続きが必要です。	使用者死亡後、速やかに
	手続き可能な人 ご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 使用者との関係が分かる書類（戸籍謄本など） ☐ 墓地使用許可証	生活環境課 ☎ 0994-31-1115

1 改葬先の墓地・納骨堂を決める

2 改葬に必要な書類を入手する

市民課で改葬許可申請書類を受け取り、記入例を参考に記入してください。

▼こちらから様式のダウンロードができます。

<https://www.city.kanoya.lg.jp/mado/kurashi/koseki/todokede/kyokashoshinse.html>



3 改葬許可申請書類を提出する

改葬許可申請書類（下記の必要書類）を提出してください。

▼必要書類

- ・改葬許可申請書
- ・墓地使用に係る誓約書または改葬承諾書
- ・改葬先の所在地や名称が確認できるもの（契約書や領収書、パンフレットなど）
- ・申請者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）

▼提出先

墓地のある市区町村

4 改葬許可証を受け取る

5 現在使用している墓地（納骨堂）から遺骨を引き出す

6 遺骨を改葬先に納める

新たに使用する墓地（納骨堂）に改葬許可証を提出し、遺骨を納めてください。

※再火葬を希望する場合は、事前にご相談ください。（火葬場の予約が必要）

担当課・問い合わせ先

市民課 ☎ 0994-31-1114

市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	鹿屋警察署 ☎ 0994-44-0110
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
国民健康保険、後期高齢者医療保険 以外の健康保険証を持っていた	☐	返還手続き 埋葬料の支給申請など	加入されている健康保険 の事務所(勤務先等)
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する 保健所(健康福祉セン ター)へお問い合わせく ださい。	鹿屋保健所 ☎ 0994-52-2106
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 鹿屋税務署 ☎ 0994-42-3127
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	鹿児島地方法務局鹿屋支局 ☎ 0994-43-6790
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。問い合わせ先に確認いただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

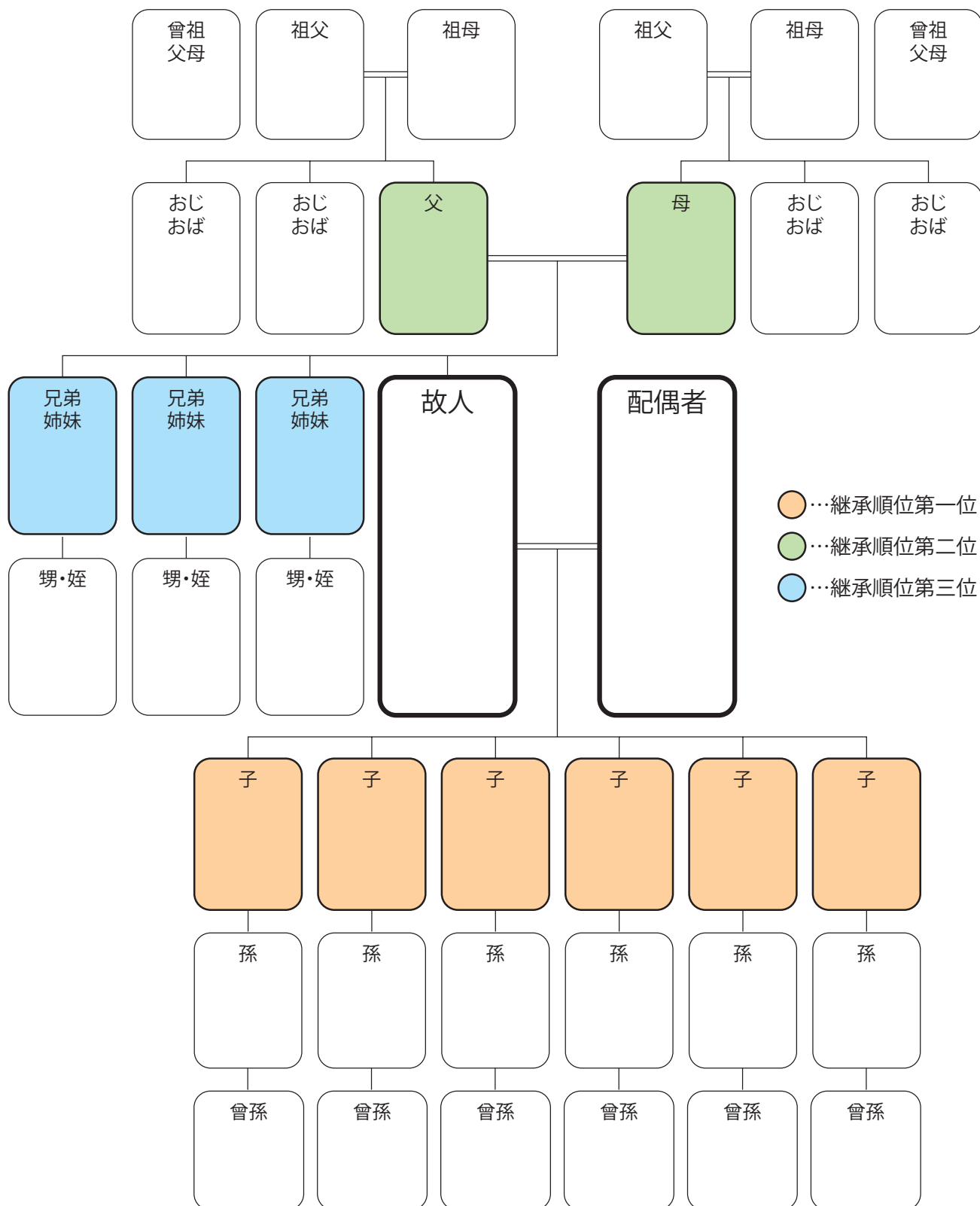
家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

法定相続情報証明制度について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

あなたの手続きを応援します！

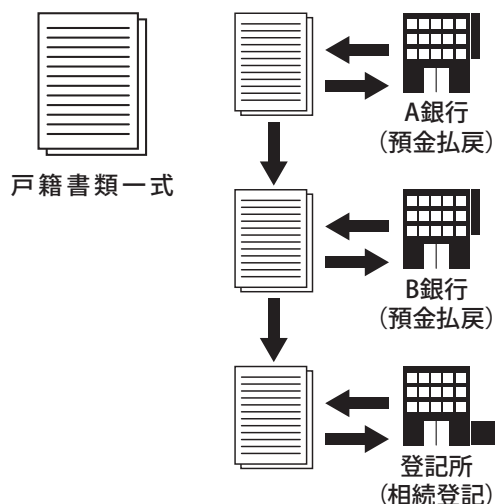
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

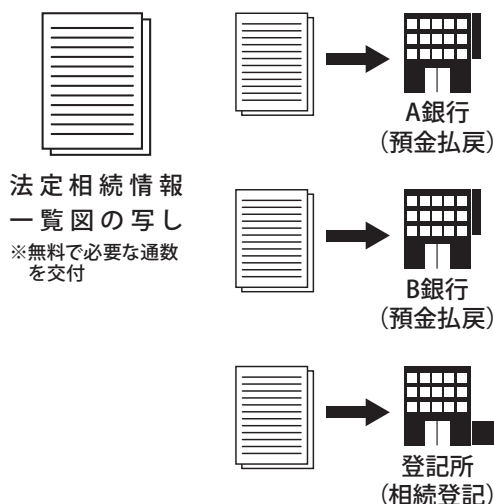
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

MEMO

MEMO

MEMO

2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

スマホ・パソコンで
ご葬儀後の必要な相続手続きがすぐわかる!



オンライン 1分無料診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます!
まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!

- ☒ 法定相続人は
何人いますか?
- ☒ 相続財産の種類を
選択してください
- ☒ 遺言書は
ありますか?
- ☒ 相続税の申告は
必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明を
選択すれば手続きが確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

すべて1クリック!
簡単な4つの
質問でわかる!

1分で
わかる!

こんな方におすすめ!

- 相続手続きが初めての方
- 必要な書類や
手続きを知りたい方
- 専門家の
サポートが欲しい方

▶オンライン1分無料診断はこちらから!

<https://www.i-sozoku.com/> いい相続 1分診断



通話料無料

0120-992-467

受付時間

平日 9:00~19:00 / 休日 9:00~18:00

運営元: 株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

無料相談
実施中！

鹿屋市の方

売却など
処分について
知りたい

相続したが、
どうすれば
いい？

どこに
相談すれば
いい？

おうちのお悩み 解決します！



令和6年4月1日より
相続登記が義務化となりました

空き家をお持ちの方、空き家を利用したい方。
空き家のこと、一緒に考えてみませんか？

空き家の魅力を高めるためのアドバイスや売却査定・相続の手続きや空き家の処分についての相談承ります。その他「空き家を所有する方々」「空き家を希望する方々」との売買仲介に向けての支援いたします。

しんよう不動産
☎0994-41-4433

〒893-0023 鹿児島県鹿屋市笠之原町42番13号
営業時間 / 月曜日～土曜日 9:00～18:00
FAX 0994-41-4431 ご来店等の際は事前にご連絡下さい。

許可番号:鹿児島県知事(6)第4425号 公社)鹿児島県宅地建物取引業協会

しんよう不動産 鹿屋市 検索

<https://www.sinyouf.com>



ちょっとした仕事でもお気軽にお電話ください。
まずは無料相談をご利用ください。

解体専門業者

坪 19,800円税込み～

住まいのことならお任せください。地域に密着した総合建設業です。



人に輝きを。暮らしに豊かさを。

輝豊建設合同会社

Kihou-kensetsu.jp

お電話でのご相談はこちら

0994-36-8170

携帯でのお問い合わせはこちら

090-8667-1912

〒893-1103

鹿児島県鹿屋市吾平町麓3564-2

まずは無料相談をご利用ください。

ご相談受付時間 平日 9:00～19:00

ホームページからでもご覧いただけます。▶



建築土木一式・総合建設業(般-2)第16872号

「相続」にお困りの方は 早川法律事務所 にご相談を

相続放棄

遺産分割協議

遺産分割調停

預貯金口座の解約・引出

法律扶助制度を利用した
無料相談を実施

旧弁護士報酬基準より割安

早川法律事務所

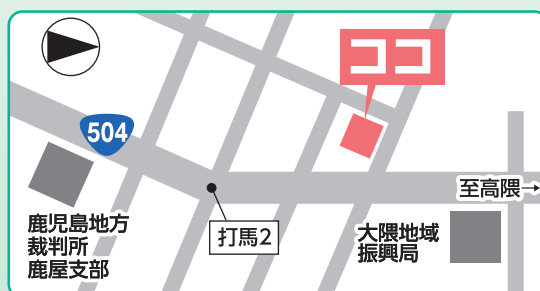
お気軽にご相談下さい

☎0994-45-6000

鹿児島県
弁護士会所属

弁護士 早川 雅子

- ▶ 〒893-0011 鹿屋市打馬2丁目2番27
- ▶ ☎0994-45-6000 / FAX 0994-45-6001
- ▶ 受付時間 (平日) 午前9時～午後5時30分





不動産のことなら ご相談ください。

売買仲介

買取

賃貸仲介
(入居者募集)

管理

相続

鹿児島県知事(3)5712号



アパマンショップ鹿屋店
(株)メモリー不動産

〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿8丁目1番7号



1人で悩まないでください。秘密厳守いたします。

●社名

思い出に残るお部屋探し(家探し)のお手伝いに携わっていきたい。入居者様の楽しい暮らしが始まりますように!という願いを込めてメモリー不動産という名称に改名しました。

●社章

この社章ができるまで何度も依頼し直しました。

この社章は、大切な人にプレゼントをもらうときのワクワクした気持ちや、窓から見える光は温かい暮らしをイメージしています。

当社とかかわっていただいております「家主様」「入居者様」「売主様」「買主様」「取引業者様」が幸せでありますようにと、感謝と願いを込めてこの社章になりました。

お問い合わせ先

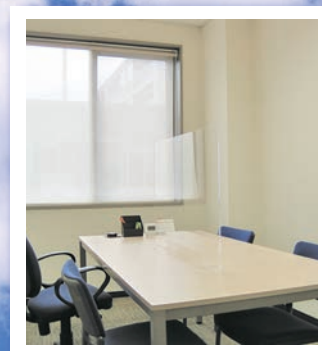
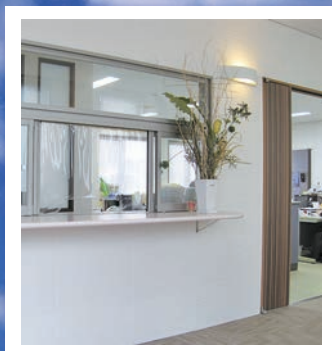
TEL 0994-40-1000 FAX 0994-40-0300

HPは
こちら



鹿屋市、鹿児島市、川内、加世田近辺で

相続のことなら 弁護士法人鹿児島中央法律事務所へ



遺言(自筆、公正証書)の作成や遺言執行、また遺産をめぐる
相続人間の紛争(遺言無効、遺留分減殺請求)など、
相続問題は身近な問題のひとつです。

＼ 遺産分割や遺言に伴うご相談もお任せください。 ＼

相談無料

安心の
事前
お見積り

20年以上の
信頼と実績



弁護士法人 KAGOSHIMA CHUO LAW OFFICES
鹿児島中央法律事務所

☎ 0994-40-7355

受付時間：9:00～18:00

〒893-0011 鹿児島県鹿屋市打馬1丁目2番9号

URL：kagoshimachuo-law.jp

本誌ご持参で、弁護士費用を20%減額いたします。

発	行	鹿屋市役所
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2024 年 10 月

